

題 漁場調査指導船「ほうじょう」は、仕事の見える化に取り組んでいます

船長 西村竜雄

前回簡易式水中カメラを使用した調査状況をご紹介させていただきましたが、「ほうじょう」は水産工学部門に特化した船を目指しています。今回のコラムでは、モニター等を活用した仕事の見える化に取り組んでいる状況をご紹介させていただきます。

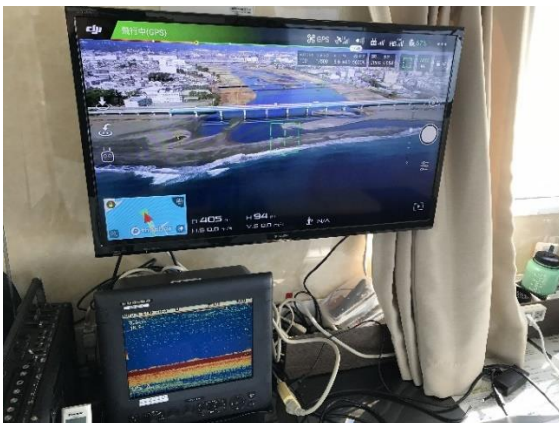
1 32インチテレビモニター



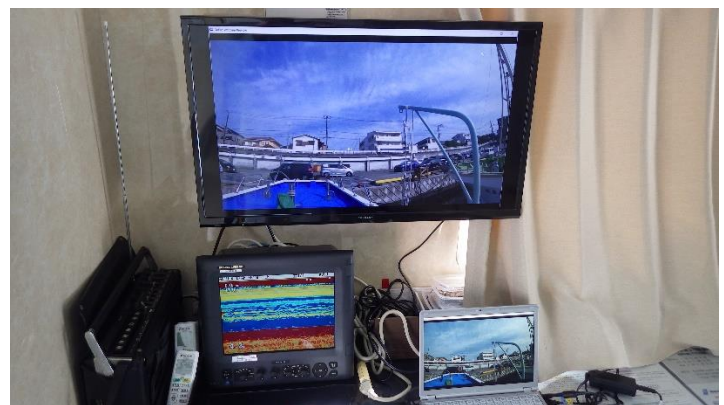
画像 1



画像 2



画像 3



画像 4

画像 1 と画像 2 は以前行っていた水中ドローンの調査状況です。沢山の機器やモニターを並べて調査していたので、準備に時間がかかったり、多数の人が映像を一緒に見ることができませんでした。荒天時には船体が大きく傾き、モニターが損傷したこともありました。

そこで色々と改良を重ね、昨年度画像 2 の○箇所に壁掛け型のテレビモニターを設置しました。

画像 3 は空中ドローンの映像を映し出しているところです。ドローンの送信機ディスプレイと同じ画像なので、飛行高度などのフライト情報なども乗組員全員が知ることができます。画像 4 は船首方向をモニターに映し出している様子で、船員と研究員が情報を共有できるようにしています。このモニターには、水中ドローンの映像やパソコン画面を映し出すこともあります。

2 32インチモニター



画像 5



画像 6

画像 5は操縦席に設置されている画面で、GPS、魚群探知機、レーダー、潮汐情報などを一元管理しているモニターです。このモニターを LAN ケーブルで接続して壁掛け型モニターに映し出しているため、全ての乗組員が同じ画面を見て情報を共有しています。

3 操縦者確認モニター（後方と機関室）



画像 7 後方モニター



画像 8 機関室モニター

次は操縦者が確認できるモニターです。画像は 7 は船外機船「はやかわ」を曳航している状況を映し出している様子です。航行中に機関士がエンジンを点検している場合は、機関室モニターに画像を切り替えて安全対策をとっています。

4 超小型空中ドローン

昨年導入した超小型ドローンを「ほうじょう」に常時搭載しており、いつでも飛び立てる状態です。赤潮や白潮、河川からの濁流状況を確認した際は、直ぐに撮影が可能です。

※ 航空法の規制対象外ですが、各種法律等の範囲内という条件はつきます。



上記画像は、小田原漁港沖にイルカの群れを発見し、超小型ドローンを飛ばした状況です。この時は数百頭のイルカが群れていましたが、上空からの空撮映像を撮ることができました。



「100 回は1見にはかず」という言葉とおり、業務の可視化は非常に効果的だと思っています。これからも装備資器材を有効に活用した仕事の見える化を推進し、神奈川県水産業の振興に貢献したいと考えています。